

9 資産：自動車

第1 問題の所在

現行の行政運用は、原則として、生活保護世帯に自動車の保有、使用を認めていない。例外的に、事業用で保有する場合、身体障害者の通院、通所、通学や、交通不便な地域への通勤に保有する場合、公共交通機関で通える保育所への転入所が適当ではない場合、就労自立の見込みがある場合の期間を限定した保有（最大1年間）等の場合に認められているに過ぎない。しかし、普及率が8割近いことに示されているように、自動車は市民の日常生活において有用な生活用品となっている。このような自動車の日常生活における定着を考えた場合、生活保護世帯にその保有や使用を原則として禁止する現行運用の妥当性が問題となる。訴訟においては、自動車の必要性が特に高い身体障害者の自動車保有をめぐって争いになっている。

第2 判例の紹介

1 障害者の通院用自動車～北九州市障害者自動車保有訴訟 ①福岡地裁平成21年5月29日判決（賃社1499号29頁）[No.144]

(1) 事案の概要

保護受給中であった高齢の原告夫妻は、骨増殖症等による体幹機能障害のため移動には車いすを必要とする身体障害者手帳2級所持者である妻と、事件当時、障害者の認定は受けていなかったが病気のため数百メートル以上は歩くことができない夫となる世帯であった。妻は、診療、リハビリのため、自らが手術を受けて以降通院していた自宅から約15キロ離れたA病院に、夫の運転で通院していた。保有車両は約25万キロ走行していた老朽の軽ワゴン車であり、処分価値がないどころか処分にはかえって費用がかかるような車両であった。処分行政

庁は、自宅近くのB病院（自宅から約1キロ）でも同じリハビリ等は可能であり、B病院に転院すればタクシー等での通院が可能であるとして、転院して車を処分するよう求めたが、原告夫妻はB病院で以前誤診され病状が悪化したことがあり、A病院で正確な診断による手術を受けたことから、A病院への信頼は厚く、B病院への転院は考えられなかった。また、原告夫妻にとって車は体の一部とあってよいほど日常生活のうえで必需品となっていたため、処分行政庁の指示に従わなかったところ、処分行政庁は指導指示違反を理由に原告世帯の保護を約8か月にわたり停止した。このため原告夫妻は、保護の停止処分の取消しと損害賠償を求め提訴した。

(2) 判旨〈第一審〉(認容、確定)

ア 処分価値のない自動車の保有について

判決は、本件指示の根拠となった課長通知第3の12（通知は本章第3の2(4)要件(i)～(v)68頁参照）については、「処分価値の有無という観点のみならず、法の趣旨にかんがみ、当該資産を所有するために一定の経済的支出を行うことや当該資産を利用することで一定の利益を得られることが、『最低限度の生活』として容認できるかどうかということも含めてその所有の可否が検討されるべき」として、換価性のない自動車であっても保有が否認されることがあるとして、自動車保有に関する現行通知自体は合理的であるとした。

イ 自動車による通院の必要性

そのうえで、原告は「週1回の通院をしていたこと」、同病院は「原告ら方から片道約15キロメートルのところに位置していること」、原告は、「基本的に車いすで生活していること」等の事情を総合すれば、原告がA病院に通院するに際して、「タクシー及び公共交通機関を利用することが著しく困難で

あったことは明らかであって、本件自動車による以外に通院等を行うことが極めて困難であることが明らかに認められた」。

ウ A 病院への通院の必要性

判決は、課長通知の「通院」は「障害者が現に行っている通院と解する」のが文理に沿うとし、また通院先の選択に関し「医療行為は、人の生命身体に関わる重要なものであるから、本来、患者は、どの病院において、どのような治療、リハビリ等の医療行為を受けるかについて、自ら選択し決定する権利を有するというべきであり、また、その実施に当たっては、医師と患者との信頼関係が極めて重要である」とし、このことは患者が被保護者であったとしても同様であるとして、前述の本件事案の経過から A 病院への通院に合理性を認めた。

エ 課長通知要件(ii)の「公共交通機関」にタクシーや介護タクシーが含まれるか

公共交通機関に「タクシーや介護タクシーを含む」とすると、タクシーは全国どの地域においても営業しており、介護タクシーについても全国平等にくまなくサービスが受けられるものであるから…要件(ii)は無意味なものになってしまうこと等からすれば、上記『公共交通機関』にタクシーや介護タクシーは含まれないと解するのが相当である」。

オ 課長通知要件(iv)の自動車維持費が他からの援助、他施策等により賄われる見通し

原告らは自動車維持費として月1万2千円程度を保護費から捻出していたが、原告の妻には障害者加算が支給されており、当加算の「必要性には移動等に要するものも含まれていると解され」、「上記程度の額を保護費によって賄ったからといって、他施策の活用等によって賄われることを認めている上記要件(iv)の趣旨に実質的に反するものとはいえず」、「要件(iv)以外の要件はすべて充足している本件にあっては…要件(iv)をも充足している場合に準じて、同通知上の『自動車の保有を認めることが真に必要なであるとする特段の事情』があったと解するべきである」。

カ 本件保護停止処分について

本件保護停止処分については、「原告らの行為は、換価価値のない自動車を障害者である原告X2（原告妻一筆者）の通院のために用いる必要があるとして本件指示に従わなかったにすぎないものであり、

通院や移動に要する費用やサービスを新たに要求したわけではなく、何ら虚偽の申告をしたり、不正の手段を用いていたわけでもないのであって、指示の違反が比較的軽微でないとするには疑問があるし、これを比較的軽微でなかったと解するとしても、原告らは保護の停止によって直ちに困窮状態に陥ることは容易に予想される状況にあったと考えられるから、その実情を十分考慮せずに本件処分を行い、その結果、原告らは実際に著しい生活の困窮状態に陥ったことからすれば、本件処分は、相当性を欠き、法62条3項に反し、違法であった」。「本件処分は、違反行為の性質、態様と処分の軽重の均衡を欠くものであったというべき」。

キ 損害賠償請求について

処分庁が本件指示をしたことについて過失があったとはいえないが、本件処分の「判断は、被保護者である原告らの生活の困窮に直結するものであって、特に慎重な判断を要する点であって、処分庁が原告らの実情を十分把握していたことからすれば、…保護の変更等のより軽い処分に対応すべきであったのに、直ちに保護処分を停止したのは相当性を欠く違法な処分であったといわざるを得ず、このような違法な本件処分をしたことについて、処分庁には過失があったというべきである」。

2 自動車の処分と保護の廃止 ②大阪地裁平成22年10月28日判決(判自356号88頁) [No.176]

(1) 事案の概要

本件は、原告の夫が生活保護の申請をしたところ、処分行政庁から申請を却下する処分（本件処分）を受けたことから、これを不服とする原告がその取消しを求める（請求1項）とともに、申請どおりの保護の開始及びこれに基づく金員支給の義務付けを求めた（請求2項）事案である。

本件では、本件処分に先立ち、以下の経過があった。原告夫妻は、被告処分庁から短期の自立が見込めることから、3か月を限度として本件自動車の処分を保留して2008（平20）年12月18日に保護が開始された。3か月後、原告は自立のメドが立っていないとして、自動車の処分もできないと述べたのに対して、処分庁は自動車の処分を指示したところ、原告らが保護辞退届を提出したため処分庁は